



問い合わせ先：  
内閣府犯罪被害者等施策推進室  
参事官 高津 守  
参事官補佐 佐藤 勇輔  
電話： 03-3581-1162

## 犯罪被害者等に関する標語の決定 並びに 「犯罪被害者週間」の実施 及び 同週間における「国民のつどい」の開催 について

「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)が「犯罪被害者週間」と定められました。これを受け、内閣府において、「『犯罪被害者週間』の実施について」(別添1)に基づき、同週間における効果的な活動の展開を図っています。

今般、犯罪被害者等に関する標語の最優秀作品が決まりましたので、お知らせいたします。また、同週間の中核事業として「国民のつどい」中央大会・地方大会を下記のとおり開催いたしますので、併せて、お知らせいたします。

### 1 「犯罪被害者週間」の目的

犯罪被害者週間は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況などについて、国民の理解を深めることを目的とするものであり、今年度が2回目となります。

### 2 平成19年度犯罪被害者等に関する標語の決定について

#### (1) 概要

内閣府において、国民の皆様が犯罪被害者等に対する理解・関心をより一層高めていただくため、犯罪被害者等に対する支援の大切さなどを分かりやすく簡潔に表現した標語を募集したところ、計701点の作品の応募をいただきました。

#### (2) 審査結果

審査の結果、下記のとおり、今年度の最優秀作品などを選定いたしました。

最優秀作品：

みやた けいじ 様 (滋賀県) 「悲しみを 希望にかえる 社会のささえ」

## 優秀作品：

おおもり ひろみ  
大森 弘海 様（東京都） 「思いやる 心の絆 広げよう！」

こいけ ひろし  
小池 洋 様（長野県） 「つなぐ支援 つながるこころ」

すずき あきひろ  
鈴木 昭博 様（大阪府） 「はじまりは 人をいたわる 気持ちから」

むらかみ はっこう  
村上 博行 様（北海道） 「響け被害者の声 とどけ支援の手 広がれ理解の心」

たましま わたる  
玉島 渉 様（富山県） 「被害者の 心を包む 支援の手」

### (3) 表彰等について

最優秀作品は、12月1日(土)に開催する「犯罪被害者週間国民のつどい中央大会」において、担当大臣より表彰を行う予定です。

また、「犯罪被害者週間」のポスターにおける使用をはじめ、様々な広報啓発活動の中で積極的に活用していく予定です。

## 3 「国民のつどい」の開催

(1) 中央大会 12月1日(土)

(2) 地方大会

熊本大会 11月25日(日) 茨城大会 11月26日(月)

愛知大会 11月27日(火) 北海道大会 11月29日(木)

各大会の構成は別添2をご参照ください。「国民のつどい」に係る取材要領は、別途お知らせする予定です。

参加費は無料です。参加申込みは、「『犯罪被害者週間』国民のつどいホームページ」(<http://www.itinfo.jp/hanzaihigaisya2007/>)をご覧ください。参加申込みに関するお問合せは、下記事務局まで。

「『犯罪被害者週間』国民のつどい事務局」（業務委託先：株式会社日経スタッフ）

電話：03 - 5294 - 2700（受付時間 10:00 ~ 18:00 土日祝日を除く）

E-mail: [tsudoi@nikkeistaff.co.jp](mailto:tsudoi@nikkeistaff.co.jp)

## 「犯罪被害者週間」の実施について

平成 18 年 10 月 17 日  
内閣府特命担当大臣決定  
平成 19 年 8 月 1 日  
一 部 改 正

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)において、「内閣府において、犯罪被害者週間(毎年11月25日から12月1日まで)を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。」こととされた。

このため、今後の犯罪被害者週間の実施については、以下の事項を踏まえて、効果的な活動の展開を図るものとする。

## 1 目的

犯罪被害者週間は、当該期間における集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とする。

## 2 実施期間

毎年11月25日から12月1日までの1週間

## 3 実施体制

内閣府をはじめ、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省等の関係省庁が協力し、実施する。また、都道府県及び市町村(以下「地方公共団体」という。)並びに関係機関・団体に対しても、参加を呼びかける。

## 4 主な実施事項

- (1) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、関係省庁等の協力を得て、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催する。

## (2) 様々な主体による啓発事業の推進

関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体に対して、犯罪被害者週間に関連した各種啓発事業((1)に掲げるものを除く。)の実施を呼びかける。

## (3) 様々な広報媒体を通じた広報の推進

関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体に対して、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、インターネット等様々な広報媒体を活用した広報啓発活動の実施を呼びかける。

## (4) 表彰の実施

犯罪被害者等施策を国民に広く浸透させるため、標語を募集し、最優秀作品に対して、内閣府特命担当大臣(犯罪被害者等施策)より表彰を行う。

## 5 留意事項

### (1) 様々な主体との連携・協力

地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体との連携により、犯罪被害者週間にふさわしい啓発事業等の実施に努める。

また、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体が啓発事業等を効果的に実施できるよう協力する。

### (2) 国民各界各層への呼びかけ

犯罪被害者等がその名誉又は平穩を害されることなく、共に地域で生きていけるよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持ち、幅広く国民各界各層に対して呼びかけることにより、国民一人ひとりに深く届くよう着実に進める。

### (3) 犯罪被害者週間の趣旨の定着化

犯罪被害者週間の実施を契機として、様々な主体による総合的な取組が年間を通じて展開されるような機運の醸成に努めることにより、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるようになるためには、国民全ての理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要であるという意識の定着化を図る。

## 6 その他

前各項に定めるもののほか、週間の実施に必要な事項は、内閣府犯罪被害者等施策推進室長が定める。

## 平成19年度「犯罪被害者週間国民のつどい 中央大会」開催要領

### 1 目的

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

「犯罪被害者週間国民のつどい 中央大会」は、関係省庁等の連携・協力の下、犯罪被害者週間（1月25日から12月1日まで）にあわせて実施することにより、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進を図り、もって、犯罪被害者等に対して適切な配慮や支援がなされ、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会づくりを推進することを目的とする。

### 2 主催

内閣府

（協力）警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、  
犯罪被害者団体・支援団体

### 3 日時

平成19年12月1日（土） 13:30～17:00

### 4 場所

学術総合センター 一ツ橋記念講堂（東京都千代田区一ツ橋2-1-2）

### 5 内容（予定）

#### (1) 挨拶

内閣府特命担当大臣はじめ関係閣僚（調整中）

#### (2) 犯罪被害者等に関する「標語」表彰式

#### (3) 基調講演

「犯罪被害者等の置かれた状況について」（仮題） 高橋 シズエ

（地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人）

#### (4) 政府からの報告

荒木 二郎（内閣府犯罪被害者等施策推進室長）

三浦 守（法務省大臣官房審議官）

#### (5) パネルディスカッション

テーマ：「被害者支援の一層の充実のために」

サブテーマ： 医療・福祉分野における被害者支援

民間団体における被害者支援

地方公共団体における被害者支援

コーディネーター：高津 守（内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官）

パネリスト：小田部 耕治（警察庁長官官房犯罪被害者対策室長）

鎌田 恵子（秋田県生活環境文化安全・安心まちづくり推進課課長）

松村 恒夫（全国犯罪被害者の会幹事）

大久保 恵美子（（社）被害者支援都民センター理事兼事務局長）

高際 みゆき（日本司法支援センター犯罪被害者支援室長）

金 吉晴（国立精神・神経センター成人精神保健部長）

冨田 信穂（常磐大学大学院被害者学研究科教授）

（敬称略）

#### (5) 閉会

この他、パネル展示・広報資料の配布

# 平成19年度「犯罪被害者週間国民のつどい 熊本大会」開催要領

## 1 目的

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

本大会は、県民から寄せられた「いのち」にかかわるメッセージを通して、いのちの大切さを考えることで、犯罪被害者等の置かれた現状について、熊本県民、さらには国民が正しく理解し、犯罪被害者等を支える社会が実現されるよう、「犯罪被害者週間」にあわせて、全国的な啓発事業の一環として開催するものである。

## 2 主催

内閣府、熊本県、(社)熊本犯罪被害者支援センター  
(後援(予定))熊本県教育委員会、熊本市教育委員会、熊本県警察、(株)熊本日日新聞社  
(協力(予定))熊本県PTA連合会、熊本市PTA協議会  
(協賛(予定))熊本県防犯協会連合会、熊本県暴力追放協議会、熊本県交通安全協会、  
熊本県安全運転管理者等協議会

## 3 日時

平成19年11月25日(日) 13:00~17:00

## 4 場所

熊本テルサ テルサホール  
(〒862-0956 熊本県熊本市水前寺公園28-51)

## 5 内容(予定)

### (1) あいさつ(13:00~13:20)

内閣府、熊本県、熊本県警察本部、(社)熊本犯罪被害者支援センター

### (2) プログラム

#### 第1部 一行詩「いのちのうた」表彰式・朗読(13:20~14:00)

熊本県内在住の方(小学生以上)から命の尊さ、家族、友達との絆を綴った一行詩(50文字以内)を募集し、表彰する。

#### 第2部 講演「未来へつなぐ命のことば」(仮題)(14:00~15:00)

講師：葉 祥明 氏(絵本作家)

#### 第3部 パネルディスカッション(15:00~16:30)

テーマ：「未来をつむぐいのちのうた」(仮題)

コーディネータ：村田 信一(熊本県環境生活部長)

パネリスト：酒井 肇(大阪教育大学附属池田小学校事件遺族)

葉 祥明(絵本作家)

吉田 南海子((社)熊本犯罪被害者支援センター)

(敬称略)

### 【展示コーナー】

・一行詩「いのちのうた」表彰詩、パネル等の展示。

# 平成19年度「犯罪被害者週間国民のつどい 茨城大会」開催要領

## 1 目的

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

本大会は、犯罪被害者等の置かれた状況について、茨城県民、さらには、全国民が正しく理解し、関係施策の推進に当たっての理解と協力が得られるよう、「犯罪被害者週間」にあわせて、全国的な啓発事業の一環として、開催するものである。

## 2 主催

内閣府、茨城県、茨城県警察

(後援) 茨城県安全なまちづくり推進会議、茨城県被害者支援連絡協議会

(協力) 社団法人いばらき被害者支援センター

## 3 日時

平成19年11月26日(月) 13:00～16:45

## 4 場所

茨城県総合福祉会館

(〒310-0851 茨城県水戸市千波町 1918 番地)

## 5 内容

(1) 主催者あいさつ(13:00～13:20)

内閣府、茨城県、茨城県警察本部

(2) 基調講演(13:20～14:20) ～被害者の現状と支援の必要性～

大久保 恵美子氏(社団法人被害者支援都民センター事務局長)

(3) 犯罪被害者遺族の声(14:20～15:00)

(社)いばらき被害者支援センター照山美知子事務局長が犯罪被害者遺族小瀧寛治氏にインタビュー形式で話を伺います。

【休憩(15分)】

(4) パネルディスカッション(15:15～16:45)

テーマ：地域社会と被害者支援

コーディネーター：富田 信穂(社団法人いばらき被害者支援センター理事長)

パネリスト：渡邊 昭 (茨城県弁護士会)

幡谷 浩史 (茨城トヨタ自動車(株)代表取締役会長)

森田 ひろみ(社団法人いばらき被害者支援センター事務局次長)

本澤 直子 (茨城県警察本部警務課犯罪被害者対策室カウンセラー)

岡崎 美智子(茨城県生活文化課安全なまちづくり推進室主査)

(敬称略)

## 6 その他

会場1階ギャラリーにおいて、(社)いばらき被害者支援センター等の取組を紹介するパネル展示、パンフレット等の配付を実施する。

# 平成19年度「犯罪被害者週間国民のつどい 愛知大会」開催要領

## 1 目的

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

本大会は、犯罪被害者等の置かれている現状等について、愛知県民の理解の増進を図り、もって犯罪被害者等の早期被害回復及び社会復帰を図ることを目的として「犯罪被害者週間」に合わせて実施するものである。

## 2 主催等

### (1) 主催

内閣府、愛知県、愛知県警察、(社)サポートセンターあいち

### (2) 共催

名古屋市

### (3) 後援

愛知州市長会、愛知県町村会、日本司法支援センター愛知地方事務所(法テラス愛知)

## 3 開催日時

平成19年11月27日(火) 13:30~16:30

## 4 開催場所

中電ホール

(〒461-0006 名古屋市東区東新町1番地)

## 5 内容(予定)

### (1) 主催者あいさつ(13:30~13:45)

内閣府、愛知県、愛知県警察本部

### (2) 基調講演(13:45~14:30)

講師：蔭山 英順 氏(岐阜聖徳学園大学教育学部教授)

### (3) ミニコンサート(14:40~15:20)

ソプラノ歌手：河合しのぶ 氏

### (4) パネルディスカッション(15:30~16:30)

コーディネーター：蔭山 英順

パネリスト：飯尾 歩 (中日新聞論説委員)

青木 聡子(犯罪被害自助グループ「緒あしす」代表)

長谷川 桂子(弁護士)

伊吹 満喜男(安城市市民生活部市民安全課長)

ほか1名調整中

オブザーバー：高木 剛志(県警本部犯罪被害者対策室長)

近藤 靖(愛知県地域安全課主幹)

(敬称略)

## 平成19年度「犯罪被害者週間国民のつどい 北海道大会」開催要領

### 1 目的

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

本大会は、犯罪被害者等の置かれた状況やニーズについて、北海道民、さらには、全国民が犯罪被害者等に対して適切な配慮や支援がなされ、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会づくりを推進することを目的に、「犯罪被害者週間」にあわせて、全国的な啓発事業の一環として開催する。

### 2 主催

内閣府、北海道、北海道警察、北海道教育委員会  
（後援）北海道市長会、北海道町村会、札幌市  
（協力）北海道犯罪被害者等支援推進委員会、社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

### 3 日時

平成19年11月29日（木） 13:00～17:30

### 4 場所

北海道立道民活動センター「かでの2・7」1階かでのホール  
（〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目）

### 5 内容

- (1) 挨拶（13:00～13:15）  
内閣府、北海道、北海道警察本部
- (2) 基調講演「（仮題）被害者が求める支援とは...」（13:15～14:15）  
講師：村田 忠 良（社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター理事長）
- (3) 被害者支援活動報告「（仮題）被害者支援要員として活動して」（14:15～14:40）  
発言者：北海道警察被害者支援要員
- (4) パネルディスカッション（14:50～16:30）  
テーマ：「（仮題）より良い被害者支援のあり方を求めて」  
コーディネーター：田 辺 等（道立精神保健福祉センター所長）  
パネリスト：山 田 廣（札幌弁護士会被害者支援委員会委員長）  
善養寺 圭 子（北海道被害者相談室室長）  
前 田 敏 章（北海道交通事故被害者の会代表） ほか1名調整中  
講師、パネリスト等は、現在調整中であり、変更の可能性もあり。（敬称略）
- (5) コンサート（16:50～17:30）  
北海道警察音楽隊

### 6 その他

展示コーナーを1階展示ホールに設け、内閣府、北海道、道内の犯罪被害者等支援団体・被害者団体等の取組を紹介するパネル展示、パンフレット等の配布を実施する。